

第7回空家等対策審議会の検討結果を踏まえた答申(案)に反映すべき内容について

該当箇所	主な意見等	答申(案)の修正の考え方
I 空家等対策の基本的な方針 2 対象とする空家等の種類 (答申(案) 1 P 下から5行目)	共同住宅における「空き室」の利活用については、すべてを計画の対象としているような表現であり、対象範囲が広い印象である。建物すべての部屋が空き室となっていて放置された場合などにはじめて対象とすべきではないか。	共同住宅の空き室については、総合的な住まい対策の一環として住宅ストックの利活用推進を図る目的により計画の対象に位置付けるものとし、そのような表現に改める。
I 空家等対策の基本的な方針 4 空家等対策の基本目標 (答申(案) 2 P 基本目標1)	基本目標1は「空家化の抑制による、活力ある持続可能なまちの実現」とあるが、「抑制」ということではなく、不動産の有効活用の視点で表現した方が良いのではないか。	不動産やその土地について、所有者や関係者等がその不動産の持つ価値とその不動産に対する責任を十分に理解し、適切な管理や運用が促進されることにより将来の空家化が防止されるという観点を重視し、基本目標1の表現を全面的に修正する。
I 空家等対策の基本的な方針 5 空家等対策の基本姿勢 (答申(案) 3 P 基本姿勢2)	基本姿勢2「空家は起点」の説明において、「新たなまちづくり」の「きっかけ」という視点が示されているが、福祉との連携などの観点も加えるべきではないか。	空家を起点とした様々な「取組」の説明として、「(災害に強いまちづくりや高齢者・障害者・子育て世帯向け住宅の入居支援・マッチング等)」を推進することを加える。
II 空家等対策推進のための施策 3 具体的な施策 (2) 空家の適切な管理促進 (答申(案) 7 P ①空家所有者に対する継続的な啓発及び情報提供)	「空家所有者に対する継続的な啓発及び情報提供」の内容として、空家の利活用の視点が必要であると共に、「リフォームによる長期優良住宅の認定」はハードルが高いので、その前の対策にも触れた方が良いのではないか。	「空家等の利活用に関する相談対応」の項目を追加すると共に、最後の項目については「流通促進の為の耐震診断、リフォームの推進、増改築による長期優良住宅※の認定」といった表現に改める。

<p>Ⅲ 空家等対策の今後の実施体制</p> <p>3 総合的な住まい対策推進体制の整備</p> <p>(答申(案) 13P (1)これまでの住まいに関する相談体制)</p>	<p>「まちづくり推進土地建物協議会」が22年間にわたり区民向けの相談対応を無償で行ってきた事実に鑑み、これまでの住まい対策の推進体制における「現状と課題」の認識において、これまでの経緯や実績にも配慮すべきではないか。</p>	<p>(1)の項目見出しを「現状と課題」から「これまでの住まいに関する相談体制」に改める。</p> <p>更に、「まちづくり推進土地建物協議会」の実績を踏まえた上で、今後は金融・福祉等も加えた専門家の相互連携を更に進め、総合的な視点からのアドバイスを関係人が迅速に受けられるような仕組みづくりを提案していく。</p>
---	---	--